

東京・小石川えん罪事件

東京地裁の再審棄却決定に対する抗議声明

東京地裁刑事第10部小森田恵樹裁判長は、3月31日付けで小石川えん罪事件の再審請求を棄却する不当決定を通知してきた。

私たちは、2015年の提訴以来5年、検察、裁判所が弁護団の度重なる証拠開示の要求にも充分に応えず、いっさい事実調べも行わず、一方的に再審請求を棄却したこの決定に心からの怒りをもって抗議する。

小石川えん罪事件は、2002年7月に東京都文京区小石川で発生した強盗殺人事件で、伊原康介さん（当時21歳）が犯人とされた事件である。

伊原さんは、被害者が住んでいたアパートの大家さんの娘さんと同居しており、警察の暴力的な取り調べで嘘の自白を強いられた。裁判では無実を主張したが、最高裁で無期懲役が確定し、千葉刑務所から無実を訴え、日本弁護士連合会が伊原さんの訴えを受けて調査し、えん罪として2015年東京地裁に再審請求を行った。

この事件では、被害者の口にタオルを押し込んで殺害したとされているが、弁護団はそのタオルから伊原さんのDNAは検出されておらず、他の真犯人と思われるDNAが発見されているなど、伊原さんが犯人ではないことを示す新たな証拠を提出し、さらに事件の真相を明らかにするために証拠開示を要求してきた。ところが、検察官は十分な証拠開示に応じず、裁判所も証拠開示の勧告をすることなく、今回不当な請求棄却の決定を行ったのである。

今回の不当決定は、弁護団の伊原さんの無実を明らかにする新たな証拠について、タオルのDNAについては「どのように押し込まれていたかわからない」などと、あれこれ難癖をつけて、「タオルに触れた可能性のある人物を特定することは不可能であって、検出されたDNAが真犯人のものであるということはできない」と切り捨てた。

また、指紋が検出されていない問題でも「汗の分泌量が多すぎると指紋が付着しない可能性がある」などと、弁護団が提出した新証拠を「そうでない可能性がある。弁護団の主張のように『断定』できない」などと「可能性」だけで「確定判決の事実認定に影響を及ぼさない」と再審請求を棄却した。これは、「疑わしいときは被告人の利益」という刑事裁判の鉄則は再審にも適用できるとした「白鳥・財田川決定」に反する不当な決定である。

弁護団は4月6日、この不当決定を認められないとして即時抗告を行った。私たちは、この不当決定に怒りをもって抗議するとともに、伊原さんの無実を明らかにするために最後までたたかうことを決意している。

これまでのみなさんのご支援に感謝し、今後ともご支援ご協力をお願いする次第である。

2020年4月6日

小石川えん罪事件の再審を支援する会
日本国民救援会 東京都本部
日本国民救援会 中央本部